

2019年2月定例議会 一般質問

2019年2月28日

日本共産党 宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。県政各般について質問します。

間もなく東日本大震災と福島原発事故から8年が過ぎようとしています。被災3県の避難者は5万3千人と言われ、うち県発表の4万2千人、8割を福島県の避難者が占めており、原発事故による避難という本県の特殊事情がこの数値にも表れています。私たち政治に携わる者は、県民のこの苦しみを我がこととして、加害者東電と国に加害責任を求める真摯な取り組みを行うことが、二度と同じ被害を繰り返させないための政治の責任であると考えます。同時に、国や東電による原発からの距離や放射線量による線引きにより、今も差別と分断にさらされ続ける県民に対して、避難者はじめ全ての県民を被害者として支援する姿勢を堅持し、復興ビジョンに掲げた「原発に頼らない社会をめざし、再生可能エネルギー先駆けの地をめざす」、「日本一子育てしやすい県」、「全国に誇れる健康長寿の県」実現に向けた努力が求められています。

そこで、以下質問いたします。

一、避難者支援等について

まず避難者支援等についてです。

県は、一昨年8月避難指示区域住民に対する仮設借り上げ住宅の無償提供に係る2019年度以降の方針を示しました。この中では、南相馬市、葛尾村、川内村、川俣町、飯舘村の帰還困難区域を除く避難指示区域からの避難者への住宅無償提供は2019年3月末で打ち切る、更に昨年は、2020年3月で、大熊町と双葉町を除き、まだ避難指示も解除されない帰還困難区域を含む全ての避難指示区域住民への住宅提供の打ち切りを明らかにしたのです。この方針には全国からも激しい批判が沸き起こりました。私は昨年11月、災害対策全国集会に参加しましたが、福島県のやり方は冷たすぎるとの声が寄せられました。

県はこの間、住宅支援を打ち切るため避難者の戸別訪問を行ってきましたが、昨年までの報告では、本年3月末で終了となる区域の避難者の中で、訪問調査を要する世帯の3割で4月以降の住まいが決まっていないとされています。

来月末での応急仮設住宅の無償提供の打ち切り方針を撤回すべきと思いますが、県の考

えを伺います。

避難指示区域住民の家賃賠償に代わる県の家賃支援も、仮設、借り上げ住宅支援打ち切りと連動して打ち切れようとしています。

避難市町村家賃等支援事業について、応急仮設住宅の供与終了に伴い、今年度で支援が終了する世帯数及び来年度も継続する世帯数を伺います。

帰還できずにいる避難者は、精神的賠償も打ち切られており、新たな家賃負担が生活不安の大きな要因となっています。

今年度で応急仮設住宅の供与が終了する市町村からの避難者に対しても、避難市町村家賃等支援事業を継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

避難指示区域外からの避難者、いわゆる自主避難者への家賃補助も3月末で打ち切られますが、県は実態すら掴んでいません。

そもそも自主避難者が県外に何世帯、何人避難しているのかを、県は正確に把握していないのです。山形県は、市町村に依頼して福島県からの避難者を山形県産のお米を持参しながら戸別訪問を行っていると聞いています。本来このようなことは、避難元である福島県が実施すべきことです。

県が公務員宿舎を借り上げて避難者に貸し出してきたセーフティネット住宅も貸付が打ち切れようとしています。

そこで、避難指示区域外からの避難者の実態調査を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、約2,000世帯に上る避難指示区域外からの避難者に対する民間賃貸住宅等の家賃補助を継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

財務省から公務員宿舎を借り受けて避難者に貸し出すセーフティネット住宅支援で入居している避難者は、現在112世帯に上ります。避難者を支援する避難の協同センター事務局の話を伺うと、4月以降の住まいが決まっているのは僅かに2割に過ぎないとのこと。

財務省は、福島県から要請があれば公務員宿舎の貸し付け継続も検討する考えがある

と聞きます。

避難指示区域外からの避難者が入居する国家公務員宿舎の使用継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

8割もの区域外避難者が4月以降の住まいを決められないまま今日を迎えているのが現状です。

県は、避難指示区域外から国家公務員宿舎に入居している避難者の住まいの確保をどのように支援するのか伺います。

また、避難指示区域外からの国家公務員宿舎の入居者が本年4月以降未退去となった場合、貸付料相当額の2倍を請求するその根拠を伺います。

財務省は、県が申請すれば延長もあり得るといわざるを得ないのは、避難者の厳しい生活実態があるからです。県は、公営住宅への申し込みを推奨していますが、避難指示区域外から避難している60歳未満の単身世帯も公営住宅に優先入居できるよう各都道府県に要請すべきと思いますが、県の考えを伺います。

二、除去土壌の再生利用について

次に、除去土壌の再生利用についてです。

除染で出た除去土壌の再生利用については、この間、南相馬市小高区の仮置き場で実証事業が行われてきましたが、環境省は、昨年12月に常磐自動車道の改良工事の実証事業で1,000 m³を活用する意向を南相馬市議会に提示しました。計画では2月に市民への説明会を開催、同時並行で工事事業者との協議を行い事業化したいとの説明です。常磐自動車道に使用すれば撤去は不可能となるもので、事実上の本格利用となり最終処分場となる可能性が高まります。

住民からは反対の声が上がり2月1日に「除去土壌の再生利用実証事業に反対する市民の会」が結成され、署名運動が始まっていますが、既に3,055人の署名が集まるなど、市民の関心の高まりとともに反対の声も広がっています。実証事業は、二本松市で断念に追い込まれたように、除去土壌再生利用は認められないというのが県民の思いです。

中間貯蔵施設の当初計画では、最大発生量を2,200万m³と見込んでおり、現時点の予定搬入総量は1,400万m³、帰還困難区域分を含めても施設にはまだ余裕があるのですか

ら、県民の反対を押し切ってまで再生利用する理由は成り立ちません。

国は復興の基本方針の中で、最終処分量低減のため、利用先の創出に省庁が連携して取り組むとしていますが、全く県民の気持ちを無視するものです。

除染の除去土壌を公共事業に使用することは、復興に向けて懸命に努力する県民の足かせになっても、復興の推進力には決してなりません。

本県の真の復興のためにも、南相馬市における実証事業を含め、除去土壌の再生利用を行わないよう国に求めるべきと思いますが、知事の考えを伺います。

三、発達障がい等のある児童生徒への支援について

次に、発達障がい等のある児童生徒への支援についてです。

県の特別支援教育センターは昨年12月、県内の小、中、高校生全員を対象に、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する悉皆調査を行い、結果を発表しました。それによると、義務教育では6%、高校では2.4%に当たる総計9,299人の発達障がい児等がいるとされ、全国の抽出調査の結果6.5%の出現率にほぼ匹敵します。多動性の児童や学習についていけない子どもたちに対して、教師は十分に対応しきれていないのが現状です。

県教育委員会は、発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒への支援にどのように取り組んでいくのか伺います。

当面の対策の一つとして、県内には市町村が配置している770人の支援員がいますが、公立小中学校における特別支援教育支援員の配置を拡充すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

四、いじめ問題等への対応について

次に、いじめ問題等への対応についてです。

本県の2017年度の児童生徒のいじめ認知件数は前年比で2倍を超える4,883件と報告されました。2013年度との比較で見ると、全国の2.2倍に対して本県は19倍となり衝撃的な伸び方です。

そこで、県教育委員会は、公立学校におけるいじめの認知件数が増加している要因をどのように認識しているのか伺います。

同時に、この数値は、いじめが広く認知されてきたことの証でもあります。問題は、いじめが認知されたときにいかに適切に対応するかです。本県はいじめ解決率は、一応全国平均を上回っているとされていますが、裁判にもつれる事案も発生するなど、課題は山積しています。須賀川市でいじめにあい自殺した中学生について、市の専門委員会は報告書の中で、教師が生徒のいじめに気付いてあげられなかった背景には多忙化があったと指摘、教師がゆとりを持って日常的に子どもたちと向き合えるような教育環境を整備することが必要、と指摘したことは非常に重いものです。

県教育委員会は、公立学校において、教員がいじめに気付くことができる環境づくりにどのように取り組んでいくのか伺います。

不登校の児童生徒数も増加していますが、日本財団が昨年 12 月に発表した「不登校傾向にある子どもの実態調査」では、隠れ不登校の中学生は文科省が定義する不登校の 3 倍にあたる 33 万人に上ると報告しています。学校に行っても保健室登校になっているなど、不登校としては扱われないが、教室になじめない児童生徒は増加しているわけです。

いわき市では、市内 4 方部に学校以外の子どもの居場所を作り、ここに支援員を配置しています。福島市内のある中学校では、不登校生徒に専門に対応する教師を配置し、丁寧な指導を行う中で、不登校生徒が減少しているとの報告もあります。

県教育委員会は、公立小中学校における児童生徒の不登校対策にどのように取り組んでいくのか伺います。

子どもに関わって、国連の子どもの権利委員会が 4 度にわたり日本政府に勧告を行い、過度な競争にさらされて発達が阻害されている状況の是正を求めていることは重要です。

学力調査など子どもの過度な競争につながる教育施策を見直すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

五、児童相談所の充実について

次に、児童相談所の充実についてです。

児童虐待の件数も増加し続けています。先日、千葉県で児童虐待による死亡事件が発生し、両親が逮捕されました。児童相談所も学校も市教委も大人の不適切な対応によっ

て、SOSを出していた子どもの命を守れなかった痛苦の事件です。国は2016年に児童福祉法を改正し、児童福祉司の配置を人口4万人に1人から、3万人に1人へ増員する方針を明らかにしましたが、それだけでは増加する児童虐待件数には対応しきれない実態があります。

児童相談所の相談件数に対応できる児童福祉司の体制を確保するため、配置基準の大幅な引上げを国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、児童虐待への対応として検討している、児童相談所への警察官の配置について、県の考えを伺います。

増加する相談件数、複雑多様化する児童をめぐる問題に、児童相談所が対応しきれず悲鳴を上げる現状がありますが、一方で警察官が入ることで相談所として敷居が高くなり、気軽に相談者が来れなくなるのではないかと懸念する意見も寄せられています。児童の保護のために必要と判断すれば警察との連携はこれまでも行われてきました。

児童相談所が持つ本来の機能、即ちケースワークを通じて問題を抱える児童との家族関係の再構築を図り、子どもの健全な発達、生育環境を作るための支援こそが求められています。そのためにも、専門性が発揮できるよう、児童相談所職員の研修の充実について、県の考えを伺います。

また、国は弁護士の常勤配置を掲げており、児童相談所の人的体制の充実について、県の考えを伺います。

子育ての悩みに地域で対応するための子育て世代包括支援センターの全市町村への設置に向け、どのように取り組んでいくのか、県の考えを伺います。

六、保育施設について

次に、保育施設についてです。

昨年末、福島市の認可外保育所で1歳児が午睡中に死亡する痛ましい事件が発生しました。原因究明は福島市の調査委員会の調査を待たなければなりません。福島市では恒常的な認可保育所不足があり、認可外保育所がその補完的役割を果たしてきた実態があります。今度の事件で受け入れを断られた子どもは、結局別の認可外保育所に移って

います。

県は、認可外保育施設の役割をどのように認識しているのか伺います。

子どもたちの健やかな発達を保障する保育環境を整備することは、国民的要求であり、認可保育所の増設を求める根拠もここにあります。

認可保育所の増設に向けて、市町村への支援を拡充すべきと思いますが、県の考えを伺います。

認可外保育所の中で、国は保育士有資格者が半数でも良いとする企業主導型保育所を増やす方針で、県も同じです。認可保育所に匹敵する運営費補助金が地方自治体を経ずに直接事業者を支払われる他、設置のための補助金もあります。県は、遊具等国の設置補助金の対象とならないものについて、最高で1,500万円まで補助するための独自の要綱をつくっていますが、保育の質を確保する観点が必要だと思います。

そこで、企業内保育所整備事業費補助金の対象を保育士比率が100パーセントの施設に限定すべきと思いますが、県の考えを伺います。

一方で、一般の認可外保育所に対する県の補助金は微々たるものです。運営費補助は2歳未満児1人につき僅か年額2万円に対し、同じ認可外保育所でも企業主導型保育所では、0歳児が月額20万円、1歳児でも14万円を越す補助金があり比較になりません。

空きがなく認可保育所に入れたい、保護者の多様な働き方に認可保育所が対応できないために認可外に預けざるを得ないのは、保護者の責任ではなく政治の責任ではないでしょうか。国が検討している保育料無償化は、認可外保育所も対象としています。

認可外保育施設に対する補助金を大幅に引き上げるべきと思いますが、県の考えを伺います。

七、放課後児童クラブについて

最後に、放課後児童クラブについてです。

安倍政権は、昨年末に放課後児童クラブいわゆる学童クラブ40人に2人以上の支援員配置基準を、従うべき基準から参酌基準に緩和し、1人でも良いと閣議決定しました。

放課後児童クラブの職員配置基準について、市町村における基準の緩和の動きを把握しているのか伺います。

配置基準の見直しの背景にある支援員不足は、保育や介護と同様に支援員の処遇があまりにも劣悪すぎるからです。県内の学童クラブの大半は公設公営型で運営されており、常勤の非正規公務員ですが、半日分の給与しか出ません。生活できないため、仕事が終わってからほかのバイトをするなどダブルワークする支援員も少なくないのです。放課後の子どもたちの生活の場である学童クラブは、半日でいいというような片手間の仕事ではなく、市町村の委託事業にふさわしく支援員の処遇を改善すべきです。

放課後児童支援員の処遇改善を行うよう市町村を指導すべきと思いますが、県の考えを伺います。

以上で私の質問を終わります。

<答弁>

内堀雅雄知事答弁

(二、除去土壌の再生利用について)

宮本議員のご質問にお答えいたします。

除去土壌の再生利用についてであります。国では、除去土壌の県外最終処分に向け、減容技術の開発や実証事業を進めながら、再生利用に取り組むこととしております。

県といたしましては、実証事業や除去土壌の再生利用については、放射線の影響に関する安全性の確保はもとより、住民、自治体、さらには、国民的な理解が極めて重要であることから、引き続き、国に対して、丁寧に対応するよう求めてまいります。

一、避難者支援等について

避難地域復興局長

来月末での応急仮設住宅の供与終了につきましては、復興公営住宅などの整備が進んだこと等から、飯舘村など関係御5市町村の意向も踏まえ、一昨年8月に示したものであります。これまでに約9割の世帯で新たな住まいの見通しが立っていることを確認しており、引き続き、国、関係市町村と連携しながら、住宅確保に向けた支援を進めてまいります。

次に、避難市町村家賃等支援事業の世帯数につきましては、応急仮設住宅の供与終了

に伴い、今年度で支援が終了するのは、南相馬市など5市町村から避難している約1,000世帯と見込んでおります。また、来年度も支援が継続となるのは、約7,200世帯と見込んでおります。

次に、避難市町村家賃等支援事業につきましては、応急仮設住宅の供与期間と昨年3月までとされている東京電力による家賃賠償の期間に差が生じることを踏まえ、公平性の観点から実施しているものであり、応急仮設住宅の供与期間が終了する市町村からの避難者に対する支援の継続は困難であります。

次に、避難者の実態調査につきましては、復興支援員による戸別訪問や、生活再建支援拠点での相談対応などにより、避難者が抱える個別化・複雑化した課題の把握に努めているところであります。今後とも、把握した課題の解決に努め、避難者が生活再建を図ることができるよう支援してまいります。

次に、避難指示区域外からの避難者に対する家賃補助につきましては、平成29年3月の応急仮設住宅の供与終了後、2年間の措置として実施しているものであり、継続は困難であります。なお、昨年10月から複数回にわたり、補助の終了や各種相談窓口の案内をお知らせしており、個別の状況に応じた相談対応などの支援をしているところであります。

次に、国家公務員宿舎の使用につきましては、避難指示区域、外からの避難者に対する平成29年3月末の応急仮設住宅の供与終了に伴い、住宅確保の見込みが立たない当該宿舎の入居者に新たな住まいを確保していただくため、2年間の経過措置として実施しているものであり、継続は困難であります。

次に、国家公務員宿舎に入居している避難者への支援につきましては、戸別訪問や現地での相談会等を通して、新たな住まいの意向など入居者の個別の状況を把握し、住宅確保・移転サポート事業による住まい探しや転居手続の補助、地元の不動産事業者による情報提供などの支援を行っているところであります。

次に、国家公務員宿舎未退去者に対して、貸付料相当額の2倍を請求する根拠につき

ましては、国家公務員宿舎に係る国から県への国有財産使用許可の規定を基に、県と入居者として締結した使用貸付契約に規定された損害金であります。

次に、公営住宅の優先入居につきましては、優先枠の確保や入居要件の緩和など、子ども被災者支援法に基づき対象となる避難者が円滑に入居できるよう全都道府県に依頼しており、避難者の多い都県には、国と連携して訪問し、直接要請しているところであります。

三、発達障がい等のある児童生徒への支援について

教育長

発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒への支援につきましては、本人や保護者と合理的な配慮について合意形成を図り、個別の教育支援計画を作成することが重要であると考えております。このため、保護者との教育相談の進め方や授業における具体的な支援内容等を示した冊子を作成し、研修会等において活用するなど、教員の専門性を高めることにより、支援の充実に取り組んでまいります。

次に、公立小中学校における特別支援教育支援員につきましては、市町村において地方財政措置を活用するなどして、配置されております。今後とも、支援員の配置に必要な財源措置の拡充について、国に要望してまいる考えであります。

四、いじめ問題等への対応について

教育長

公立学校におけるいじめの認知件数につきましては、教員研修や校長会などの機会を通して、積極的な認知について周知を図るとともに、校内アンケートや個別面談等の機会の拡充に努めたことにより、増加したものと認識しております。今後とも、学校が小さいいじめも適切に把握し、チームとして対応に努めることにより、いじめの問題にしっかりと取り組んでまいります。

次に、教員がいじめに気付くことができる環境づくりにつきましては、児童生徒の小さな変化を早期に発見できるよう、複数で見守る体制を作っていくことが重要であります。このため、各学校が策定したいじめ防止基本方針を全員で共有し、教員間の連携を密にしてきめ細かな対応に努めるとともに、個別面談やアンケート等の回数を増やすな

ど、チームとして組織的に対応できる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、公立小中学校における児童生徒の不登校対策につきましては、魅力的な学校づくりと一人一人の状況に応じたきめ細かな支援が重要であると考えております。このため、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実を図るとともに、不登校児童生徒の復帰に向けた支援を行う適応指導教室の設置を市町村に促すことにより、不登校の未然防止と早期復帰に取り組んでまいる考えであります。

次に、学力調査などの教育施策につきましては、本県の教育を巡る現状等を踏まえ、新たな学力調査を実施するなど子ども一人一人の伸びを認め、励ますよう進めているところであります。今後とも、第六次総合教育計画と頑張る学校応援プランに基づき、子どもたちが、心豊かでたくましい人間に成長し、夢や希望を実現することができるよう、努めてまいる考えであります。

五、児童相談所の充実について

こども未来局長

児童相談所の相談件数に対応できる児童福祉司の体制の確保につきましては、児童福祉司の配置基準の見直しなどによる体制強化に向けた支援の拡充について、全国知事会等を通じて国に要望しております。

次に、児童相談所への警察官の配置につきましては、相談件数の増加に伴い、対応が困難な事案が増加していることから、警察官が児童相談所の職員として、相談対応の段階から事案に関わることにより、相互理解を深め、情報を円滑に共有し、児童虐待の早期発見や児童の安全確保をこれまで以上に迅速かつ適切に行えるようになると考えております。

次に、児童相談所職員の研修につきましては、児童福祉司の任用前後の法定研修等に加えて、面接対応の実技研修や事例検討の研修を行うとともに、児童福祉司、心、理判定員、一時保護所職員を対象とした職種別研修、児童虐待に関する専門的な知識や技術を習得するための研修を実施し、様々な相談事案への対応力の強化を図っております。

次に、児童相談所の人的体制につきましては、児童福祉司等を計画的に増員していることに加え、医師や弁護士等を非常勤の専門職として配置し、専門的な助言を受けることにより、体制を強化しております。

次に、子育て世代包括支援センターにつきましては、本年2月1日現在、38市町村が設置しております。引き続き未設置市町村に対し、会議や市町村訪問等を通じて働き掛けを行うとともに、センターを設置する市町村に対しては、妊婦訪問に係る経費を補助し、設置促進に向け取り組んでまいります。

六、保育施設について

商工労働部長

企業内保育所整備事業につきましては、企業内保育所の設置が、子育て中の従業員が安心して働き続けられる環境づくりに有効な取組であることから、企業内保育所の一層の普及を図るため、新設保育所の整備を支援してまいります。

こども未来局長

認可外保育施設の役割につきましては、一定の基準を満たしながら、それぞれの特性に応じて保育を提供するものと認識しております。

次に、認可保育所の増設につきましては、保育の実施主体である市町村が地域の保育需要に応じて計画的に進めている保育所や小規模保育所の施設整備などに対し、引き続き支援するとともに、国に対して、施設整備に係る国庫負担率の引上げや補助基準額のかさ上げを要望してまいります。

次に、認可外保育施設に対する補助金につきましては、児童の健康診断費用や施設の運営費に加え、保育従事者の保育士資格取得費用のほか、認可保育所等への移行にかかる経費に対して支援しております。

七、放課後児童クラブについて

こども未来局長

放課後児童クラブの職員配置基準につきましては、現時点において、基準の緩和を行う市町村について把握しておりません。

次に、放課後児童支援員の処遇改善につきましては、子どもの安全を見守る職員の配

置状況や個々の職員のキャリアに応じた加算により措置されるものであり、市町村に対し、これらを周知するとともに、その活用を促しているところであります。

<再質問>

宮本県議

再質問いたします。

最初に、知事に除去土壌の再生利用について再質問いたします。

先ほどの答弁では、丁寧な対応を国に求めてきたいというような答弁でありました。2015年の2月に、中間貯蔵施設に関する協定を結んでいるわけですね。この14条の中で再生利用については、福島県民、その他の国民の理解のもとに、再生利用の推進に努めるものとするが、利用先の確保が困難な場合は、県外で最終処分を行うものとして規定しておりまして、再生利用はあくまで県民・国民の理解がなければできないとしています。しかも理解を得るための説明会の開催は、事業予定のごく限られた地域に限定されてきました。

自治体住民も、県民も、国民も蚊帳の外に置かれた。こんなやり方が、県民・国民の理解を得る努力と言えないことは明白だと思います。本格利用以前の実証事業の段階で、県民からは激しい反対の声が上がって、既に二本松市内の事業は断念に追い込まれておりまして、南相馬市でも反対が広がっているように、再生利用は、県民の理解は得られないというのが今日の到達だと思います。

国がこの県民の意思を無視することは協定に反すると考えます。知事は協定を締結した当事者として、どのように今日の事態を認識しておられるのか、伺います。

県民や国民の理解を得るといえるのはどういう状況を指すのと考えているのか、合わせてお聞かせいただきたいと思います。

次に、避難地域復興局長にセーフティネットの住宅、あるいは民間賃貸住宅家賃補助について伺います。

一つは国が財務省から借り受けて避難者に貸し出している国家公務員宿舎セーフティネットの住宅は、国の使用許可で、先ほど答弁があったように貸し出されているものでありますが、許可期間を超えた場合の2倍の損害賠償という表現がありますが、これは許可を受けた県が支払うものとされておりまして、入居者の支払い義務はそこには明記されておりません。

県が使用期間の延長の申請をすれば、2倍の話も、私はなくなるものだと理解をいたします。この事業は県の予算がかからない、県が入居者の状況に応じて延長するだけで済むということなのに、なぜそれを行わないのか。まさに福島県の姿勢の問題が問われているということだと思います。

最後の一人まで、被災県民に寄り添うとってきた福島県民への約束を果たすべきだと思いますが、再度、県の局長の考えを伺いたいと思います。

そして民間家賃等補助は、これ継続するにしても約4億8千万円、5億円弱で継続できるわけなんですね。上乘せをして1万円の補助を行っていたという4つの道県は、福島県がもうやめることにしたので、うちもやめることにせざるを得ないということになって、せっかくの好意も、もうできなくなって継続できないというようなことになってるわけです。

福島の復興のため、浜通りの復興のためだということで、イノベーション・コースト構想に今年度は912億円のお金をかけるというふうに言ってますけれど、避難者にかかるお金はないのか、というのが避難者の皆さんの声です。避難者に寄り添った丁寧な対応、しっかり支援する。こういう立場に立つべきだと思いますが、改めて継続の意思について、局長の再答弁を求めます。

<再答弁>

内堀雅雄知事

宮本議員の質問にお答えいたします。

除去土壌の再生利用につきましては、安全協定において、国は福島県民、その他の国民の理解のもとに推進に努めるとしております。

再生利用の国民的理解につきましては、国では関係省庁、自治体、関係団体、専門家等と連携して、情報共有や相互理解を進めつつ、国民に対する情報発信、普及啓発等の取り組みを継続して進めるとしてしております。県と致しましては、国の取り組みをしっかりと確認してまいります。

避難地域復興局長

再質問にお答えいたします。

国家公務員宿舎セーフティネット制度につきましては、この制度は当初から2年間の措置として、入居者にお示しをして実施してきているものであり、この方針により対応

していく考えであります。

また、民間賃貸住宅等の家賃補助につきましては、公営住宅や低廉な民間住宅への入居、福祉の専門機関等の連携した支援、こういったことにより支援して参る考えであります。

<再々質問>

宮本県議

再々質問いたします。

一つは、今の知事の答弁について再度お聞きをしたいと思います。

問題は、この県民の反対が非常に高まっているという中で、この事業そのものを本当にやっていいのかということが問われている。だから丁寧にちゃんと説明をすればいいかという、そういう問題ではないということなんです。その事について、どう認識しているのかが、私、福島県に問われているんだと思います。

2月26日付の朝日新聞は、環境省が99%の除去土壌を再生利用することが可能だと試算していることを報道しました。これがまた県民の不安を掻き立てているわけです。除去土壌の再生利用が他県で進むとは考えにくいんです。

結果として県内の公共事業に利用されれば、福島県内の公共事業が事実上の最終処分場にされてしまうんじゃないか。この危機感が広がっているわけです。

除染により発生する最大土壌量は、2,200万 m^3 と見積もったのも、再生利用が困難であるということを見越したからではないでしょうか。県民は除染で出た土壌は、全部中間貯蔵施設へ搬入することを前提に、除染にも協力してきたわけです。

いまさら国から地元との協定があるなどと言われても、県民には知らされていないわけで、納得できないというのは当然なんです。県内の実際の除染事業では、8,000ベクレル以下の土壌であっても、除染を行ってきました。なのに、また放射能をばらまく、こんなことは認められないという県民の思いを、知事はしっかりと受け止めるべきだと思います。

本日、朝日新聞と福島放送が共同で行った、再生利用に関する与論調査の結果が報道されましたけれど、賛成は27%、反対は61%と圧倒的に県民の与論は、反対が多数を占めています。この問題がさらに県民を分断し、復興の歩みを止める要因ともなるのだという認識にたって、この問題に向き合う必要があると思いますし、県民の理解、国民の理解は到底得られない、こういう立場で、この再生処理の問題に立ち向かっていくべ

きだというふうに考えます。

この与論調査の結果見ますとね、特に女性の反対が非常に大きい。73%は反対だと言っている。そして福島が元の生活に戻るには20年かそれ以上かかると思っている人が74%に上る。そして福島の事故の教訓が生かされていないと答えている方が65%を占める。それはいま国がやっている様々なやり方が、全く福島の事故の教訓生かしていないんじゃないか、これが今の県民の思いだということなんですね。そこをしっかりと県民に寄り添って、知事は、こういう県民の理解が得られてないということは、与論調査の結果からは明らかなのでありますから。

こないだ県議会の勉強会があった時に、福島地方環境事務所長は、実はこの再生利用は全国でやるって言ったんです。国民の理解も得られない、県民の理解も得られないこういう事業はやるわけにはいかない。このことを県としては、明確に国に伝えるべきだと思っております。

そういう立場に立つのかどうか、改めて知事の認識を伺いたいと思います。

それから認可外保育所の補助についてですけれど、私は補助金の違いのことを言いました。福島県はですね、日本一子育てしやすい県を目指している県です。

企業主導型の保育所についてももっと支援をしていくという風に答えましたけれど、この企業主導型の保育所に預けられる人というのは、企業がそういう条件を整備できるところに働いている人なんです。それ以外の認可外保育所に預けている人は、もっと劣悪な条件の中で働きながら子育てしている世帯なんです。

認可保育所が十分な保護者のニーズに応えられていない、こういう状況の中で働くためには、認可外に預けざるをえないと。こういう実態があるわけですから、しっかりと認可外保育所も支援していくという姿勢が大事ではないでしょうか。

企業は支援するけど、県民の子育て支援しないというのは、どう考えてもこれは不公平です。改めて子ども未来局長の答弁を求めたいと思います。

<再々答弁>

内堀雅雄知事

宮本議員の再質問にお答えいたします。

除去土壌の再生利用につきましては、本県が復興に向けた取り組みを進めるなか、国が行う実証事業により、地域が不安を感じたり、新たな風評が生じたりすることがない

よう、引き続き、国に対して丁寧に対応するよう求めて参ります。

子ども未来局長

再質問にお答えいたします。

認可外保育所に対しましては、現在の支援を継続するとともに、私どもとしましては、認可保育所への移行を促進していきたいと考えております。従いまして、移行を希望している認可外保育所に対して、経費の補助という手厚い補助もございますので、移行に向けた助言を含めて、これから取り組んで参りたいと考えております。

以上